

**早稲田大学学位規則の運用に関する文学研究科申し合わせ**  
**博士論文指導要綱**

- 1 本要綱は、早稲田大学文学研究科における、「課程による博士学位」申請に向けての指導指針である。
- 2 「課程による博士学位」申請の促進に向けての指導
  - (1) 指導教員（正）の決定  
文学学術院教授会は入試合格判定時に指導教員（正）を決定する。
  - (2) 博士論文計画書の提出  
博士後期課程に入学した学生は、所定の期限までに博士論文計画書を提出するものとする。
  - (3) 論文提出に向けての指導  
文学学術院教授会は博士論文計画書に即して指導教員（副）を決定する。指導教員（副）は文学研究科運営委員であることを原則とする。指導教員（正・副）は当該学生の博士学位請求論文の提出に向け、指導にあたるものとする。また、当該学生は研究倫理教育を受けることとする。
  - (4) 「博士後期課程『研究経過・研究業績』報告書」と「博士後期課程『研究指導』報告書」の提出  
博士後期課程の学生は、当該年度の「博士後期課程『研究経過・研究業績』報告書」を所定の期限までに事務所へ提出し、指導教員（正・副）は「博士後期課程『研究指導』報告書」をもって、指導所見の報告と当該年度の研究指導認定を行うものとする。
  - (5) 論文構想発表  
博士学位請求論文の提出予定者は、博士学位請求論文を学位委員会に提出する1年程前までに、文研主催の論文構想発表会において口頭発表を行い、執筆継続可と判定されているものとする。
  - (6) 全国的もしくは国際的な学会での口頭発表  
博士学位請求論文提出時までに1回以上行うものとする。
  - (7) 学術誌（査読制が望ましい）への論文掲載  
博士学位請求論文提出時までに1篇以上発表するものとする。

(2006年7月18日文学学術院教授会承認)  
全面改訂 (2010年2月19日文学学術院教授会承認)  
一部改訂 (2014年12月17日文学学術院教授会承認)  
一部改訂 (2018年4月18日文学学術院教授会承認)